

豊かな環境づくり北信地域会議会則

(設置)

第1条 この会議は、信州豊かな環境づくり県民会議会則第18条の規定に基づき設置する。

(名称)

第2条 この会議は、豊かな環境づくり北信地域会議（以下「地域会議」という。）と称する。

(事務所)

第3条 地域会議の事務所は、長野県北信地域振興局に置く。

(目的)

第4条 地域会議は、北信地域における豊かな環境づくりを住民総参加により推進することにより、自然と人が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築き、もって現在及び将来の住民生活の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 地域会議は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 豊かな環境づくりを推進する運動並びにこれらに関する情報の収集、提供、啓発及び諸調査の実施
- (2) 長野県環境基本計画に定める行動指針を実践するための会員相互の意見交換
- (3) 講演会、研究会及び人材育成の研修会等の開催並びに印刷物の刊行配布
- (4) その他地域会議の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第6条 地域会議の会員は、第4条に定める目的に賛同する北信地域内の行政機関、団体、企業及び個人とする。

(入会及び脱会)

第7条 地域会議に入会しようとするものは、会長に入会申込書（様式第1号）を提出するものとする。
2 会長は、前項の規定により申込みをしたものについて、入会の可否を決定し、申込者に通知するものとする。
3 会員が脱会しようとするときは、会長に脱会届（様式第2号）を提出するものとする。

(役員)

第8条 地域会議に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 監事 2名

(役員の仕事)

第9条 会長は、地域会議を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、事業の執行及び会計を審査し、総会に報告する。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員のうちから選任する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じたために就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 特定の役職により役員となった者が、その役職を退任したときは、その後任者が役員となる。この場合の仕事は、前項の規定を準用する。

4 役員の仕事が満了した場合に、後任者の就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(運営委員会)

第12条 地域会議に、事業の企画、立案及び調整を行い、並びに事業計画を具体化し、執行するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長及び副会長並びに別表の機関により構成する。

(会議)

第13条 会議は、総会及び運営委員会会議（以下「運営会議」という。）とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は毎年開催し、臨時総会及び運営会議は必要に応じ開催する。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長が招集する。

2 会員の3分の1以上の請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

3 総会は、少なくとも期日の5日前までに会議の目的、場所及び日時並びに会場に付議する事項を示して招集しなければならない。

(会議の運営)

第15条 総会は、地域会議を構成する会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(総会付議事項)

第16条 総会に付議する事項は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 役員を選任
- (6) その他会長が必要と認めた事項
(運営会議付議事項等)

第17条 運営会議に付議する事項は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事業の企画、立案及び調整等
- (2) 会長が認めた事項
- 2 運営会議には、必要に応じ、関係者の参加をうることができる。
(会計)

第18条 地域会議の経費は、負担金、寄付金その他の収入をもってあてる。

2 負担金は、毎年度総会において納入する額を定めるものとする。ただし、特別の事情がある場合、会長は会員の申出により、その会員の負担金を減免することができる。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
(事務局)

第19条 地域会議の事務を処理するため、事務局を長野県北信地域振興局環境課に置く。

2 事務局には事務局長及び書記を置き、会長が任命する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成9年6月25日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、旧美しい環境づくり北信地域推進会議の会員であった者は、この地域会議の会員となるものとする。

附 則

この会則は、平成10年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年6月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年6月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

(別表) (第12条関係)

中野市
飯山市
山ノ内町
木島平村
野沢温泉村
栄村
長野県北信地域振興局
長野県北信保健福祉事務所
長野県北信建設事務所

(様式第1号) (第7条関係)

入 会 申 込 書	
豊かな環境づくり北信地域会議 会長 殿	
貴会議の趣旨に賛同し、入会の申込みをいたします。	
年 月 日	
所在地 〒	TEL :
氏 名 (代表者名)	
	印

(様式第2号) (第7条関係)

脱 会 届	
豊かな環境づくり北信地域会議 会長 殿	
下記の理由により、貴会議を脱会したいので、承諾願います。	
年 月 日	
所在地 〒	TEL :
氏 名 (代表者名)	
	印
脱会の理由	記